

食物アレルギー対応委員会設置要項

都立羽村特別支援学校

令和5年4月1日校長決定

第1 目的

アレルギー疾患のある児童・生徒について把握し適切な事故防止策をとれるようにする。あわせて、緊急時における教職員の役割分担、連絡系統を明確にし、アレルギー疾患の対応の強化を図る。

第2 活動内容

- 1 アレルギー疾患のある児童・生徒の把握と対応決定
 - ① 「学校生活管理指導表」に関する情報の共有
 - ② 「個別取り組みプラン」の準備と保管場所の共有
 - ③ 既往歴（最終時期を含む）現状の確認
- 2 アレルギーに関するヒヤリハット事例の検証と再発防止の検討
- 3 校内研修と訓練の計画、実施

第3 構成員

- 1 委員長は校長とする。
- 2 委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各学部主任、保健給食部主任、養護教諭、学校栄養職員とする。
- 3 議題により、関係者を臨時に加える。

第4 運営

- 1 学校長が委員会を招集し、年度初め（始業式前まで）1回、年度末に1回開催する。
- 2 必要な場合は臨時に開催し、対応を検討、決定、実施する。
- 3 本委員会で申し合わせ事項は、各委員を通じて関係部門において処理する。
- 4 運営事務局は保健給食部が担う。

附則

- ・本要項は平成25年10月1日から実施する。
平成27年4月1日から一部改正。